平成２６年（フ）第１２６１号
福岡市東区馬出２丁目３番38号
債務者　行　　伸二
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　博美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７４号
福岡市南区皿山２丁目７番７号
債務者　古川　徳幸
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７５号
福岡市南区皿山２丁目７番７号
債務者　古川　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２９９号
福岡市博多区吉塚４丁目15番３―401号
債務者　藤岡　　充
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３２号
福岡市南区老司２丁目９番32号
債務者　重松　晶敬
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３３号
福岡市南区横手南町３番20―707号
債務者　重松富美子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１９号
福岡県太宰府市宰府１丁目３番17―202号
債務者　岡本　康裕
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９５号
福岡市西区愛宕２丁目18番12号
債務者　宮本　敏行
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２９４号
福岡市南区老司２丁目２番14号
債務者　浅野　二郎
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５３号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目５番12―201号
債務者　池田　朱美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村伸理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０３０号
大阪府守口市金下町１丁目２番９―201号
債務者　小菅　俊明
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３２号
大阪市生野区勝山北２丁目14番24号　礒田マンション南館301
債務者　小林亜矢子（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９４６号
大阪市大正区千島２丁目４番３―424号
債務者　窪田　和久（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３４５号
大阪市西成区南津守１丁目１―１―104、住民票上の住所大阪市西成区松２丁目４番５号、前々住所大阪市西成区南津守７丁目３番24号
債務者　原園　一郎
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７９号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目２番５―324号
債務者　大田工業こと　大田　輝朗
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４３４号
大阪府門真市石原町36番５号
債務者　黒澤　直由
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５５２号
大阪市福島区玉川１丁目８番11―807号、前住所大阪市福島区吉野４丁目18番42号
債務者　ＯＳサービスこと　八木　英充
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５５４号
大阪府高槻市南平台２丁目11番17号グラスホッパー105号
債務者　中村　友紀
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部